

熊取町議会委員会会議録

〔令和7年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（11月27日）〕

令和7年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（12月10日）〕

令和7年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書	14
趣旨説明	14
質 疑	15
採 決	18
議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	20
議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	20
質 疑	20
採 決	20
議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	20
質 疑	20
採 決	20
議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例	20
質 疑	20
採 決	20
議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例	21
質 疑	21
採 決	21
議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について	21
質 疑	21
採 決	22
議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	23
質 疑	23
採 決	27

〔事業厚生常任委員会〕

議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
質 疑	30
採 決	30
議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	31

	質 疑	31
	採 決	32
議案第67号	熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	32
	質 疑	32
	採 決	37
議案第68号	指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について	37
	質 疑	37
	採 決	39
議案第69号	指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について	39
	質 疑	39
	採 決	41
議案第72号	令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	41
	質 疑	41
	採 決	41
議案第73号	令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	42
	質 疑	42
	採 決	42
議案第74号	令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	42
	質 疑	42
	採 決	42
議案第75号	令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	43
	質 疑	43
	採 決	43

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年11月27日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	多和本英一	委員	石井一彰
	委員	二見裕子	委員	河合弘樹
	議長	文野慎治		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和7年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いいたします。

初めに、12月定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）おはようございます。

令和7年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

まず、行政報告事項についてでございます。件数は全部で3件でございます。

損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項により報告するものでございます。

次に、予定議案についてでございます。

2ページをご覧ください。件数は全部で16件でございます。

1件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、条例案を提出するものです。

2件目の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うに併せて、会計年度任用職員の給与についても改定を行うため、条例案を提出するものです。

3件目の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うに併せ、任期付職員の給与についても改定を行うため、条例案を提出するものです。

4件目の常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに併せ、常勤特別職職員の給与についても改定を行うため、条例案を提出するものです。

5件目の議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与改定を行うことに併せ、議会議員の報酬についても改定を行うため、条例案を提出するものです。

6件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提出するものです。

7件目の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

8件目の熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、乳児等通園支援事業の実施に当たり、設備及び運営に関する基準について、乳児等運営支援事業の設備及び運営に関する基準を基に条例で定める必要があることから、条例案を提出するものです。

9件目から11件目の指定管理者の指定につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1つ目は熊取町野外活動ふれあい広場、2つ目は永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑、3つ目は熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドの指定管理者の指定でございます。

12件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,635万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告等を伴う人件費、国庫等補助金の確定に伴う返還金、子ども・子育て支援金制度創設対応、社会保険関連経費などの補正でございます。

13件目の令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,517万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事院勧告等に伴う人件費、子ども・子育て支援金の創設に伴う国庫補助金などの補正でございます。

14件目の令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万1,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事院勧告等に伴う人件費、子ども・子育て支援金制度創設に伴う国庫補助金などの補正でございます。

3ページをご覧ください。

15件目の令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,436万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事院勧告等に伴う人件費、システム改修に伴う国庫補助金の補正でございます。

16件目の令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の既決予定額から193万円の減額、資本的支出の既決予定額に213万5,000円を増額するものでございます。補正内容は、人事院勧告等に伴う人件費、令和6年度決算確定に伴う一般会計繰入金金の精算金返納の補正でございます。

以上で、令和7年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきましての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期について議題といたします。

12月定例会の会期については、日程表(案)のとおり、12月3日から12月16日までの14日間といたします。

本会議の開催については、12月3日、4日、5日及び16日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を12月10日に、総務文教常任委員会を12月11日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、議会改革検討特別委員会を12月10日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を12月10日に、議員全員協議会を12月11日にそれぞれ開催いたします。

以上のとおり、令和7年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、一般質問項目一覧のとおりであります。11月25日、全ての通告がされた後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

まず、日程第4 議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第70号 指定管理者の指定(熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド)についての件、日程第15 議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件、日程第20 請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件、以上の8件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第11 議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第12、議案第68号 指定管理者の指定(熊取町野外活動ふれあい広場)についての件、日程第13 議案第69号 指定管理者の指定(永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑)についての件、日程第16 議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件、日程第17 議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件、日程第18 議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、日程第19 議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件、以上の9件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和7年12月定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和7年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(大林隆昭君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、5件提出されております。

二見議員から、地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書（案）、地方税財源の充実確保を求める意見書（案）、巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）、江川議員から、学校給食の無償化を求める意見書（案）、「非核3原則」の堅持を強く求める意見書（案）、以上の5件でございます。

この意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月10日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で令和7年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時12分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年12月10日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	多和本英一	委員	石井一彰
	委員	二見裕子	委員	河合弘樹
	議長	文野慎治		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和7年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和7年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和7年12月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件につきましてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は2件です。

1件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,947万円を追加するものでございます。補正内容は、重点支援地方交付金、物価高対応子育て応援手当、環境センターごみクレーン巻上げ装置の緊急修繕等の補正でございます。

2件目の令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,891万5,000円を追加するものでございます。補正内容は、被保険者数の増加及び1人当たりの保険料増額に伴う保険料の補正でございます。

以上で、令和7年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件につきましては、12月16日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(大林隆昭君)次に、先日持ち帰っていただきました意見書案5件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書(案)について補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)この地方福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の件でちょっとお聞きしたいんですが、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定されたということなんですけど、記の下のところ、「令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。」ということが書かれています。

現在、大阪府、ここ熊取町ではどのような状況なのか、教えてください。

委員長(大林隆昭君)二見委員。

委員(二見裕子君)今回、この国家公務員の地域手当ということで改定をされました。7級地から5級地に級が変わったということで、この地域手当というものの区分が変わってきております。

大阪府におきましては、当初11.8%から今現在12.8%に改正になりまして、この引き下げられたところにおきましては、大阪府におきましては引き上げられておりますので、熊取町につきましてはこの水準よりも上がってきておりますので、引き下げられた自治体には入っていないのかなというふうに思っております。

ただ、この7級地から5級地に改正があったということで、かなりの自治体で引き上がったところ、引き下がったところというふうにありますので、そのあたり、2番にもありますけれども、「国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた」というところをこれからはしっかりとやっていただきたいということの財政措置を求める意見書になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長(大林隆昭君)江川副委員長。

委員(江川慶子君)おおむね分かったんですが、大阪府は100分の11.8から100分の12に変わったということで、引き上げられた地域であるというふうに理解してよろしいんですか。

委員長(大林隆昭君)二見委員。

委員(二見裕子君)資料を見る限りは、そのようになっておりました。

委員長(大林隆昭君)ほかにありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)文中の9行目、ちょっと「見直しすることとされた」となっているので、「れ」を入れたらいいのではないかと思います。

委員長(大林隆昭君)二見委員。

委員(二見裕子君)すみません、文章落ちておりました。「された」でお願いいたします。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見をまとめます。

一部文章を修正していただいて、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の地方税財源の充実確保を求める意見書（案）について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等がありますか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪維新の会を代表しまして、地方税財源の充実確保を求める意見書（案）について、修正の上、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、本意見書が指摘するように、人口減少や少子高齢化の進行、物価高、人件費の上昇など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、地方公共団体が安定した行政サービスを継続するための財源確保は極めて重要ではあります。この点については、我が会派としても全く異論はございません。

しかしながら、本意見書の記載のうち、幾つかの文言については、地方交付税依存を前提とした従来型の国と地方の関係を固定しかねない表現が見受けられ、現行制度の延命ではなく、真に持続可能な地方財政構造を確立すべきと考える我が会派の立場から、一定の修正が必要と判断いたしました。

第1に、地方交付税の総額確保を当然視するのではなく、地方の自立を進める視点から、制度そのものの見直しも含め、財源保障機能が適切に発揮される仕組みを検討することを明確にする修正を求めます。

第2に、「地方税の一層の充実」という文言については、増税を容認する誤解を招きかねません。我が会派としては、まず国から地方への税源移譲を進め、地方が自らの創意工夫で財政運営を分権型の税体系へ転換することが必要と考え、これを明記する修正を求めます。

第3に、国が全国一律で拡充する子ども・子育て政策に伴う地方負担については、単に国の責任で財源を確保すべきとするだけでなく、地方の裁量拡大とセットで必要な財源措置を講じることを求める修正を求めます。全国一律の制度拡大のみによって地方の自由度が削られることを避けるべきであり、地方分権の観点からも、より明確な表現が必要であります。

以上の修正点を加えていただければ、本意見書は単なる財源確保の要望ではなく、地方の自立性を高め、国と地方の役割分担を見直し、真に持続可能な地方行政を実現するという維新としての理念に沿う内容となります。したがって、我が大阪維新の会熊取は、本意見書について、上記の修正を反映していただければ賛成するものであります。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）修正があったということで、なかなか修正を入れてのということは文面が変わるかなというふうに思いますので、熊取公明党といたしましては、このままの意見書で通していただきたいというところではありますが、1点だけ、地方の自立性を高め、国と地方の役割分担を見直し、真に持続可能な地方行政を実現するというところにつきましては、なかなか自治体によりましてはお金のない自治体もございます。そうなったときに、やはり国でしっかりと見ていただけるものは見ていただきたいというものがこの地方税財源の充実確保を求める意見書ではないかなというふうに思っておりますので、維新の会がおっしゃっている文言修正については、うちとしてはちょっと賛同することはできません。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目の巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）について補足説明はありますか。補足説明はないですか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。石井委員。

委員（石井一彰君） それでは、巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）について、大阪維新の会熊取を代表して意見を述べさせていただきます。

まず、本意見書が求めている東海南海トラフ地震や首都直下地震など、国難とも言える巨大災害への備えを強化するという趣旨については、私たち党派としても全面的に賛同するものであります。国民の命と暮らしを守るため、国と地方が連携し、災害対応力の向上を図ることは喫緊の課題であります。

一方で、国の防災意識の再編に当たっては、新たな省庁や組織の新設そのものが目的化し、行政の肥大化や縦割り強化につながってはならないという点でも重要であります。

私たち大阪維新の会熊取は、行政の効率化と実効性を重視し、機能強化はあくまで国民の安全を守るために必要な仕組みであるべきとの立場を取っております。また、災害対応の主体である地方自治体の役割は極めて大きく、国の一方的な制度変更や指示ではなく、地方の事情を踏まえた対等な協議と連携こそが不可欠であります。自治体が自立的に災害対応力を高められるよう、人的・財政的支援を含めた実効性のある仕組みづくりが求められます。

以上の観点から、本党派といたしましては、国の組織肥大化を避けつつ、実効性のある危機管理体制の整備を求めること、地方自治体との対等な協議と自立的防災力の向上を確保すること、この2点を明確にする修正をしていただければ、本意見書に賛成するものであります。

南海トラフ地震の発生が取り沙汰される中、地方が補完し合い、無駄のない迅速で実効性のある防災体制の構築を国に求めることは私たち地方議会の責任であります。

以上、意見とします。

委員長（大林隆昭君） ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君） ただいま維新のほうから、修正であればというところでございましたけれど、なかなか修正というところは厳しいなというふうに感じております。

この文章を読んでもいただければ、巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書ですので、やはり国と地方の連携強化が不可欠であるということを言っている意見書でありますので、このまま意見書として通していただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員長（大林隆昭君） ほかにありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君） 意見書等は、すぐに実現できなくても、その問題の重要性を国に認識させるというのが最大の目的でありますので、この意見書は、ぜひ上げるほうがいいのではないかなという意見を述べておきます。

委員長（大林隆昭君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、4件目の学校給食の無償化を求める意見書（案）について補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君） 学校給食の無償化を求める意見書（案）なんですけど、今期、議員がこの体制になってからは、令和6年6月議会で一度、意見書としては可決されておりますが、コロナ禍とか物価高騰対策の中で情勢が大きく変わってきている中で、動きがいろいろ変わってきていますので、再度出させていただきます。

この文面の中に、6行目ですか、「全国市長会は、令和7年11月13日に『学校給食の無償化に関する緊急意見』を国に提出した。この緊急意見には『国の公立小学校の学校給食費（食材費に相当

する額)の合計額は約3000億円(文部科学省推計・令和5年現在)とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める』と書かれている。」という文面なんですよ。

ですので、今、大変費用がかかるということで、いろいろ国の動きが大きく出ておりますが、先ほども申しましたように、国ができないから、だから余計にそこに問題点の重要性、この学校給食費を無償化にすることの重要性を国に届けると、そういった意見書ですので、ぜひ皆さんの賛同を得て、可決していただきたいなと思っております。

委員長(大林隆昭君)次に、ご意見等を承ります。ご意見等がありますか。石井委員。

委員(石井一彰君)それでは、学校給食の無償化を求める意見書(案)に対して、大阪維新の会熊取を代表し、反対の立場で意見を申し上げます。

まず、学校給食の負担軽減や子育て支援の充実が重要であることは、私たちも全く同じ思いであります。しかし、本意見書が求める、国が全額国費で負担せよという一点張りの主張には賛同できかねます。

熊取町では、給食費の無償化を実現する場合、年間で約1億5,000万円が必要とされます。確かに、小規模自治体にとっては決して小さくない金額であり、財政運営上、悩ましさは理解しております。しかし、だからこそ、その財源を国に丸ごと求めるのではなく、町としてどの政策を優先するのか、主体的に判断することが地方自治の原則です。

また、既に独自の給食無償化を実施している自治体も存在し、それぞれが住民の理解を得て、財源を確保してきました。ところが、全国一律で国が全額負担となれば、こうした自治体の努力は評価されず、地方の創意工夫が失われる懸念があります。

本来、国と地方の負担割合は、これから議論されるべき重要な論点であり、最初から全額国費に限れと主張することは政策論を狭め、地方分権の流れにも逆行いたします。熊取町としても、子育て支援の中で給食費無償化をどう位置づけるか、ほかの施策等の優先順位はどうするか、これらを自ら判断し、地域に合った制度をつくることこそが重要であります。よって、本意見書のように国の全額負担だけを求める内容については、賛成することはできかねます。

以上、大阪維新の会熊取としての反対意見となります。

委員長(大林隆昭君)ほかにありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)ただいまご意見いただきましたが、全国の市長会でもこのように要望しているということと、多くの住民の皆さんが望んでいることについて、議会がそこを、意見を国に届けなくて、それは全額負担するのは国が判断することなのですが、それをしてほしいと、地方の財源が厳しい中でもやりたいという市町村の意見、親御さんたち多くの住民の願いに対して出す意見書ですので、これはぜひ賛同していただきたいなというのが切な願いです。

委員長(大林隆昭君)ほかにありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君)今の江川委員の話では、町から出すべきではないかとありましたが、この無償化については、令和7年、今年の2月に、私と田中圭介議員と公明党の渡辺議員と二見議員とで、石川参議員のご尽力をいただいて、これに対する熊取町議会議長として、私がちょうど議長のときやったんで国にちゃんと要望書を提出していますので、わざわざまた改めてこうして意見書を出す必要はないんじゃないかと思えます。

以上です。

委員長(大林隆昭君)江川副委員長。

委員（江川慶子君）動いていただいた、議長のとくに動いていただいた、一部の会派でも一緒に動いていただいたという意義はあると思いますが、議会全体でこの意見書を出すということも大きな意義があると思っております。

委員長（大林隆昭君）ほかにありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）今、河合委員のほうからおっしゃいましたけれども、国要望ということで当時の金城文部科学省大臣政務官のほうへ、この学校給食の無償化につきましては、制度とかいろんな様々なことも含めまして、財政措置とかも含めまして、要望書は手渡してまいりました。

今までも、意見書を令和4年9月に共産党が出され、また令和6年6月にも田中圭介議員のほうから意見書の提出をされておりますので、今年度、要望書として出させていただいておりますので、もう再度出さなくてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、5件目の「非核3原則」の堅持を強く求める意見書（案）について補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）非核三原則は、日本が核兵器を持たず、作らず、持ち込ませないという日本の核政策の基本であります。これは、日本が世界で唯一の核兵器使用の被爆国（広島・長崎）であるという歴史的経緯を踏まえ、核廃絶を目指す日本の平和国家としての立場を示すものです。

今回、意見書（案）と出されました文面を少し読ませていただきます。「高市内閣は、非核三原則の見直し議論を与党内で開始させる検討をすると表明している。歴代政府は」……

委員長（大林隆昭君）江川委員、補足説明なので、意見書の朗読は議案として通りましたら議場で私がしますので、補足説明をお願いします。

委員（江川慶子君）補足説明ということで、今、委員長から言われましたので補足説明させていただきますが、今回の、歴代政権はずっと三原則を日本の国是としてきて非核三原則を守っていたと。ところが、今、それが危ぶまれている状況に至っております。

被団協が、今回、ノーベル平和賞を受賞しました。被団協の方も、大変この件については、今、話題になっている部分では驚きを持っております。この核兵器の残虐性、そういうのを体験した人々たちにとっては、日本に核が持ち込まれて核戦争の基地になることも核攻撃の標的になると、そういうことを危惧して、このことについては熊取町議会でも「非核3原則」の堅持、これを強く求める意見書を出してほしいと、私たちも出したいと、ですのでこれを必ず守るように、これが日本の役割だということを申し述べた意見書であります。皆さん、ご検討のほうよろしく願いいたします。

委員長（大林隆昭君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、「非核3原則」の堅持を強く求める意見書（案）に対し、大阪維新の会熊取を代表しまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、申し上げるまでもなく、核兵器の悲惨さ、そして唯一の被爆国として核兵器廃絶を願う思いは私たちも全く同じであります。その苦しみの歴史を胸に刻み、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてこられた被爆者の皆様の努力に深い敬意を表すものではありません。

しかしながら、本意見書（案）に主張するように、政府が非核三原則の見直しについて議論をすることそのものを否定し、議論の扉を閉ざしてしまうことには明確に異議を訴えなければなりません。

今、日本を取り巻く安全保障環境は劇的に変化しています。核兵器を保有する周辺国の軍事力は増強され、ミサイル能力は飛躍的に進化し、我が国への脅威は現実のものとなっています。こうし

た状況下で、政府や与党が安全保障に関するあらゆる選択肢について、議論だけは行うべきではないかと問題提起することは国家としての当然の姿勢であります。議論することと方針を変えることは全く別物です。将来にわたって国民の生命と平和な暮らしを守るために、タブーを設けず、冷静かつ論理的に安全保障政策を検討する必要があります。それを地方議会が議論をするなど国に求めることは、民主主義の根幹である議論の自由に対する過度な制限であり、極めて不適切です。

また、核兵器を持たない、作らない、持ち込ませないという非核三原則は、政府の判断として長く維持されてきたのですが、これを国是とするかどうかは、国会と政府の責任であり、総合的な安全保障政策として国が決めるべき事項です。地方自治体が、国の政策決定に過度に踏み込むことは適切ではありません。

さらに、非核三原則の堅持を求めるという結論ありきの意見書を本会議で採択することは、住民の多様な意見を必ずしも反映するものではなく、町議会として中立公正であるべき立場を自ら損なう懸念があります。

以上の理由から、私たち大阪維新の会熊取は、核兵器廃絶を願う思いは共有しますが、議論を封じる意見書には賛同できないという立場を明確にし、本意見書に反対いたします。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）賛成の立場で意見述べさせていただきます。

11月26日の党首討論の折、公明党といたしまして、高市首相にこの非核三原則の内容の質問をしたときに、政策上の方針としては堅持をするというような答弁でしたが、ここにも載っておりますように、見直しに含みを持ったものだったというところで、やはり日本の国是としてきた「持たず、作らず、持ち込ませず」という、この非核三原則の堅持というのは、やはりしっかりとしていきたいというふうに思いますので、この意見書については賛成とさせていただきたいと思います。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）反対意見が石井委員、維新のほうから出されたということで、非常に驚きではあるんですが、非核三原則は単なる平和の理念ではなくて、これは世界で唯一の被爆国であるという日本が持つ最大の外交資産です。この原則を守り続けることこそが、国際社会における日本の信頼と発言力を担保し、結果として日本の安全保障を多角的に守ることにつながります。

非核三原則を破ることは、日本の抑止力を高めるどころか、周辺国に強い警戒感を抱かせて、無益な軍拡競争を誘発する逆効果を生みかねません。この原則は、東アジアの不安定を防ぐためのブレーキとして機能しており、維持することこそが真の地域の安定につながるものであります。この点についても考えていただいて、ぜひともこの意見書には賛同していただきたいと考えております。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和7年12月定例会閉会から令和8年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和7年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案につきましては、12月12日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「14時04分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和7年12月11日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	二見 裕子	副委員 長	多和本 英一
	委員	長田 健太郎	委員	大林 隆昭
	委員	江川 慶子	委員	河合 弘樹
	議長	文野 慎治		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総合政策部 統括理事	明松 大介	総務部長	永橋 広幸
	住民部長	山本 浩義	住民部理事	奥村 光男
	健康福祉部長	石川 節子	健康福祉部理事	橘 和彦
	健康福祉部理事	阪上 正順	都市整備部長	白川 文昭
	都市整備部理事	坂本 佳弘	教育次長	巖根 晃哉
	教育委員会 事務局理事	河井 淳	教育委員会 事務局理事	三原 順
	企画財政経営 課 長	近藤 政則	企画財政経営課 参事	竹田 陽介
	情報政策課長	浦添 全弘	総務課長	道端 秀明
	人事課長	大神 輝光	住民課長	簗原 大祐
	健康・いきいき 高齢課長	桑原 良治	介護保険課長	松藤 茂孝
	障がい福祉課長	甲田 陽子	生活福祉課長	清原 洋人
	子育て支援課長	安達 純子	保育課長	黒川 潔
	保険年金課長	大雄 英行	まちづくり計画 課 長	都志 伸仁
	学校教育課長	岡本 栄治	学校教育課参事	上垣 圭市
	学校教育課参事	杉田 茜	生涯学習推進 課 長	大屋 真志
	図書館長	原田 貴子		
	紹介議員	坂上 巳生男		
	請願者	鬼頭 彦司	請願者	岡本 敦子
事務局	議会事務局長	木村 直義	書記	阪上 高寛

付議審査事件

- 請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書
- 議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 指定管理者の指定(熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド)について
- 議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、まず、付託審査事件の請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件を議題といたします。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、趣旨説明をお願いいたします。岡本請願者。

請願代表者（岡本敦子君）私は大久保に住んでおります岡本と申します。今日はこのような発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、平成元年に大阪市天王寺区のあべのハルカスというところの近くで過ごしていたんですけども、熊取町に転居してきて今年36年になります。天王寺は大変便利なところなんですけれど、車がすごく多くて空気がよくないし、子どもを保育所に預けるとき大変苦労しました。

何で熊取町に引っ越してきたのかというと、熊取町は自然が豊かで、公立の保育所が充実しています。アトム共同保育所も産休明けの子どもたちを預かってくれるということ、それと学童保育も充実しています。安心して子どもを預けられるということで引っ越ししてきました。

長男が西小学校に入学しまして、PTAの主催で給食の試食会があるというので行ってみました。そしたら、役場の栄養士の先生が子どもたちの成長によいということで、一生懸命メニューを考えてくださって、それを自校方式で温かくておいしい給食を頂いているというのが分かって本当にうれしく思いました。

日本は給食がありますけれども、ほかの国では給食はどんなふうになっているのかというのは、私、時々インターネットとかでのぞくことがあるんです。お隣の韓国では、子どもたちは教室ではなくて食堂に移動して、主食は玄米とか雑穀とかで健康にはよいものを食べているようです。それで、給食当番ではなくて調理員が1枚のプレートに入れてくれているようです。食育という観点では、オーガニックの志向への傾向が高くて、ほとんどの学校では無償で提供されているそうです。

日本とすごく仲のいいアメリカではどうなんかなと見てみると、子どもたちはカフェテリアに行っていて、好きなものをたくさん食べられるようです。人気メニューはハンバーガーとかフライドポテトとかハッシュポテト、マッシュポテトとかピザとか、そういうファストフード的なものが多いようです。私的に言うと、どちらかといえばしょっちゅうあんまり子どもに食べさせたくないなというようなメニューです。それで、アメリカではちなみに一部を除いてほとんどが有償だそうです。

そのほか、いろんな国の事情とか食文化の違いがありますけれども、私は日本の給食はすばらしいなと思います。食育というものを重視した栄養バランスの取れた食事を教室で、子どもたちが自分たちで配膳して、それから後片づけとか、給食当番でやって、それから先生も一緒に教室で食べてくれるということで、まさに給食が教育として位置づけられているというのがすごいことだなと思っています。

そこで、給食の無償化について、熊取町ではこれまで国からの補助金とか、それからふるさと納税とかそういうのを活用して何度も給食を無償にさせていただきました。熊取町の役場の子どもへの思いを感じるところです。

日本国憲法では、義務教育は無償とするというふうに定められています。それで、来年度から小学校は国と都道府県が財政の負担を半分ずつ負担してくれるようなんです。熊取町も自主的な財源で、中学校の給食を引き続いて無償にさせていただきたいなと思います。

ということで、国の責任で給食を無償にさせていただけるよう、また熊取町の自主財源でも無償にさせていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。私のお願いを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長（二見裕子君）鬼頭請願者。

請願代表者（鬼頭彦司君）私、鬼頭といいます。山の手台に住んでいます。

私も岡本さんと同じように1980年に、30歳のときに熊取町に移住してきました。和歌山の海南市というところから移住しました。

今言われたように、うちの子どもたち3人おりますけれども、公立の保育所、小学校、学童保育、中学校、公立のところまで全て育ってきました。高校も近隣の高校で、通える高校へ行きました。本当に大変助かりました。今でも家族で子どもらと集まって食事するときに、やっぱり給食の話題が出ます。本当においしかったなということで、自校給食による給食のおいしさは、近隣の市町村に比べてやっぱり優れているというふうに思いました。

熊取町、今回、議長及び議員の皆さん、この請願を受けていただいて本当にありがとうございます。ぜひこの請願を十分な審議をされて、本会議において採択されますようよろしくお願い申し上げます。

昨年も、同時期に署名をつけた請願が出されましたけれども、そのときは不採択というふうになりました。残念でした。でも、2025年4月から国からの臨時的な交付金が入ったことにより、中学校の給食費無償化が1年間、今継続して行われています。ですから、趣旨的にはやはり皆さん給食費無償化を推進していこうということが多数ではなかったかというふうに思っています。

でも、この間、給食費無償化は少なくとも意見書が幾つも出ていますよね。採択されている場合もありますし、不採択もあります。それから、請願も幾つも出ています。僕としてはもうこれを最後にしたいなというふうに思っています。国が今、無償化に向けて動いています。3党合意を受けて、小学校では4,700円ということで機軸に今論議されています。これが通れば、小学校は無償化になります。あと残ったのが中学校ということになるんですけども、もし国からの財源がなければ自分でやっていただきたい、こういうのが請願の趣旨であります。

私は無償化というのは、やっぱり基本的に憲法第26条から義務教育は無償だ、これが基本にあるから、これまでこういう形で論議してきたんだと思います。資料の中に、全国市長会の中で最後に述べていることに、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に担保する仕組みにすべきであり、自治体が負担すべきではないと、こういうふうに結んでいます。僕はこの全国市長会の考え方は大賛成です。これまでは、熊取町はこの無償化を継続するための財源は国の交付金、ふるさと基金で行ってきました。この間自体は紆余曲折が予想されますが、請願の趣旨は国の動向に左右されず、熊取町として、ぜひ26年4月から完全実施をするようお願い申し上げます。

以上です。

委員長（二見裕子君）以上で、請願者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）請願者からの熱き思いというのがすごく伝わってきました。本当によく調べていて、昨年通らなかったという、不採択になった理由も含めたお話で、今回の熱意というのがすごく伝わってきたわけですが、今、資料を幾つか頂きました。ちょっとこの資料の説明をしていただければありがたいのですが、していただけますか。

委員長（二見裕子君） 鬼頭請願者。

請願代表者（鬼頭彦司君） 資料1から資料5まであるんですけども、1は私が私的に作りましたこの間の給食費無償化の熊取町の実施していただいたのをずっと並べています。毎年必ず給食費無償化を何らかの形で行ってきた、そういう実態です。

資料2は、この間、大阪府下の実態を2025年度調べた資料です。43自治体中74%が今何らかの無償化をやっているという資料です。

3つ目、4つ目は全国市長会の緊急の提言ということで、11月13日に出された中身です。この趣旨は非常に私たちにとって国できちっと財源を持ちなさいという資料です。

資料5は、ふるさと応援基金で、この間、熊取町が給食費等に支援をしてきた、そういう中身が書かれています。金額もかなり大きな金額で、ふるさと子ども支援の財源を使って行っている資料です。

以上です。

委員長（二見裕子君） ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 短い時間での説明だったんで、すごい開くのになちょっと時間かかったんですけども、熊取町のふるさと応援基金の充当先ですか、資料の5に当たる部分ですね、5、6。非常に細かく表を出されているんですが、これはどのように調べたんでしょうか。

委員長（二見裕子君） 鬼頭請願者。

請願代表者（鬼頭彦司君） これは熊取町のホームページからこういうのがありましたので、それで資料に出させてもらいました。ちょっと大分深くググらないとこの資料出てきません。簡単に出てこないんで、皆さんもご存じだとは思んですけども、説明資料ということでこの間のをやって、出させていただきました。

この2年間、今年はどうなるかというのは分らんですけども、23年度、24年度にかけてこの無償化に関してふるさと応援基金が使われているというのが出ているというふうに思います。財源が非常に難しくなっているという中で、この活用をしたらどうかという一つの指標として見てもらったらいいかなと思います。

特に、ふるさとを応援する方は、やっぱり子ども・子育て関係に使ってほしいという形での要望というのかな、そういうものをつけてしている金額が非常に多いです。そこに残額が16億円ほど残っているというふうに思いますので、それを当面の間、もし財源が自治体に求められるならば、それを使っての一つの財源としてしたらどうかということ、少し資料を出させていただきました。

以上です。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） ありがとうございます。

丁寧な表で驚くばかりなんですけれども、請願のほうの大きな2つの点では無償化を実現させてほしいということと、財源をふるさと納税、活用することも含めて考えられたんだと思うんですけども、請願のほうは国及び府において全額負担するように町議会から働きかけてほしいという、切実な願いが込められた請願だと認識しました。

あと、重点提言とありますよね、文部科学省の全国市長会の分、資料4のところ、これも今さっと見ただけなんでちょっと分からなかったんですけど、ここについても簡単にと言ったら難しいですけども、ちょっとこれをつけた趣旨を教えてくださいたいです。

委員長（二見裕子君） 鬼頭請願者。

請願代表者（鬼頭彦司君） 資料でいいますと、資料4の①のところ、義務教育施策の充実に関する重点提言というのは文部科学省に向けてこれは提言されています。その3ページ、資料4の③の7というところに少し赤いマーカーがついていると思うんですけども、「いわゆる給食無償化について」ということについての全国市長会の基本となる趣旨が書かれています。「いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、学校給食が多種多様な形で展開している実情や、

児童・生徒間の公平性の担保、学校給食の質の維持などの課題を踏まえて十分に検討を行い、全国どこの自治体においても格差なく円滑かつ確実に取り組めるよう、保護者が負担している学校給食費について自治体に転嫁することなく、全額国費で負担するよう学校給食法に規定すること。」ということで、給食法にある、いわゆる保護者負担という給食のところをきちっと改正をして、国で行うべきだというふうに主張しているのが全国市長会の主張なんです。

ですから、この主張を、先ほど言ったけれど、僕も賛成で、元は先ほど言ったように憲法第26条、義務教育は無償だということに僕はあるというふうに考えています。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）すみません何度も、もう一点お聞きしたいんですけども、去年は同じような請願が出されたんですが、残念ながら不採択になったんです。その理由が、各党派で国へ要望に行っているとか、そういった内容と、趣旨は分かるけれども、財源が厳しいというような意味が主だったんですけども、それで今くじけずにといいか、また再度出してきたという思いというのはどんなものなんでしょうか。今回も難しいだろうなと思って出されたとは思いますが、その点はいかがでしょう。

委員長（二見裕子君）鬼頭請願者。

請願代表者（鬼頭彦司君）先ほども私が言いましたように、皆さんの思いは、給食費を無償化するという思いは共通していると思うんです。でも、熊取町の自治体だけでやるという財源はやはり難しい。今、全国市長会でもあったように、特に大きな市だとかというところは財源が大きくて、その中で給食費というのはパーセンテージが低い。ところが、熊取町の場合はやはり大きな財源がない、そういう中で給食費を捻出というのは難しい、だから国がきちっと先頭に立ってやりなさいというのがこの市長会の趣旨だし、私もそういうふうに思います。

ですから、国がやっとな財源でやろうとして、中学校についても小学校の後でやろうということで考えておりますから、熊取町としてはその間、自分たちの財源を少しつなぎという形を出して、そして一刻も早く完全無償化という形を実現してほしいと、こういう私たちの願いです。

もう年度途中からとか、お金を取ったり取らなかったりとか、そういう煩わしいことではなくて、やはり熊取町として、どんな国が事態になろうが来年度から完全な給食費無償化をやってほしいというのが私たちの請願の趣旨です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

ここで、請願者及び紹介議員には退席をお願いいたします。大変にご苦労さまでした。

（岡本敦子君、鬼頭彦司君、坂上巳生男君退席）

それでは、本請願の取扱いについて各委員のご意見を承ります。ご意見はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）この小・中学校の完全給食費無償化を求める請願につきましては、請願内容にも同文章がありますけれども、国が小学校については2026年4月より無償化する方針を示しており、その後、中学校にも拡大する計画です。本町は、学校施設の老朽化対策や子育て世代の定住策、人口減少への対応など将来に向けて多くの投資が必要となります。

国の制度として開始する流れが確定している中、限られた財源をどの施策に優先配分するかは長期的視点で判断するべきであり、安易に固定費を増やすべきではありません。制度として確立させるタイミングを待つことこそ自治体財政の健全化にとって最も合理的な選択だと考えます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかにご意見ありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）先ほど、まず江川委員が国へ要望したのは党派で行ったと言いましたが、私は議長として、副議長の田中副議長と、国につないでいただけるために公明党の石川参議院議員にお願い

したということなんで、ちょっとそれが違うところをまず指摘させていただきます。

それと、どんな要望書を提出したかということなんで、ちょっと読ませていただいてもいいですか委員長。

委員長（二見裕子君）はい、どうぞ。

委員（河合弘樹君）内容的にはどのようなものを出したかという、学校給食の実施に係る経費については、学校給食法第11条第2項において、人件費や施設・設備の修繕費を除く経費（学校給食費）は保護者の負担とされています。しかしながら、同法第1条には、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を補う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に必要な事項を定め、もって学校給食の付与、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると定めており、学校給食の実施は教育の一端であり、学校給食は教材と言っても過言ではないと考えます。憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を実現するため、義務教育諸学校の教科書図書の無償に関する法律に基づき、義務教育教科書無償制度が実施されているように、学校給食法も改正を含めた学校給食の無償化の早期実施を求めます。また、学校給食費の無償化が制度化されるまでの間、保護者負担の軽減のため給食費の物価高騰分に対する財政措置についても併せて要望いたします。

以上です。

このような要望をさせていただきました。これが昨日も議運で言わせていただきましたが、今年の令和7年2月5日に、文部科学大臣政務官の金城様宛てに直接足を運んで政務官に手渡しさせていただきました。

それと、先ほど長田委員も言いましたけれども、国自体がもう4月開始予定の小学校給食無償化について、国と都道府県が必要な財源を半分ずつ負担する仕組みを提案しています。自治体は週内に対応を協議し、回答するようになっています。地方負担分は地方交付税で措置する方向で2026年度予算案へ反映を目指していると国は動いているんで、もう動いている中で、またわざわざこうやって出す必要はないんじゃないかと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかにご意見ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）先ほどのご意見だったんですが、会派で行ったのではなくて議会で行ったということですね、分かりました。そのときの、議会で行ったというときの持つていく請願の内容だとか、報告だとかというのをちょっと私のほうが聞き及んでいなかったのかもしれないし、忘れていたのかも分かりませんが、一応議会ではそのような動きをしたということを今聞かせてもらいましたが、議会で動くことと、請願というのは憲法に定められたものでありまして、住民の人たちが願いを請願に託すというやり方というのは、議会もやりながら住民の請願も並行してやるということが大切だと思います、国に届くのはね。

議会がやったからそれでいいじゃないかじゃなくて、住民側からも上がっているよということで、声が大きくなるのが学校給食の無償化を求めていくための活動、方向性になっていくのではないかなと思っております。

委員長（二見裕子君）ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は起立を願います。

(起立 1名)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらく休憩をいたします。

(「10時33分」から「10時43分」まで休憩)

委員長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君)補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長(二見裕子君)補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(二見裕子君)初めに、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)よろしくお願いいたします。

人事院勧告の関係で出された分なんですけど、ちょっと教えてください。説明があったんかも分からないんですけども、10ページのところの改正前と改正後の表なんですけれども、期末手当のところの「100分の127.5」が「126.25」、第3項のところでも「127.5」が「126.25」と「72.5」が「71.25」と下がっているように見えるんですけども、その辺ちょっとよく分からないので教えてください。

委員長(二見裕子君)大神人事課長。

人事課長(大神輝光君)こちらの数字なんですけれども、議員全員協議会の資料でもお示しさせていただきましたとおり、まず令和7年度につきましては、人事院勧告の差額支給の0.05月を12月で全て対応しております。令和8年度以降はその0.05月を6月分と12月分で案分しますもので、一旦下がった形にはなりますが、月数としては変更はありません。

以上です。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員(江川慶子君)令和7年度は途中でなったので、1回で期末のほうでやったのを次からは期末と2回に分けて行うので、ここは数字的には下がるというふうな。分かりました。ありがとうございます。

委員長(二見裕子君)ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。長田委員。

委員（長田健太郎君）人事院勧告といたしますのは、労働基本権の一部が制約され、労働条件の交渉が難しい状況である国家公務員や地方公務員の代償措置として社会一般の情勢適用の原則に基づき適切な措置を確保するものであり、常勤でもない議員が同様にアップするというのは趣旨に反していると考えておりますので、この場をお借りして述べさせていただきます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしく申し上げます。

この報告の中では、熊取町立総合体育館の指定管理者選定基準の配点表、これホームページにアップされているんですけども、第1の団体と第2の団体が同じ点数であったと、359点、同数であったということで、そこから選出するのに一定の比較がされたと思われるんですね。そのことについてはさらっと本会議でも説明があったんですが、再度その点お聞かせください。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）今回選定した結果、同点であったということで、総合体育館の指定管理者選定基準における選定方針のうち、指定管理者の導入の大きな目的となっておりまして、施設の公用を最大限に発揮するものであること、管理経費の縮減が図れるものであることということ観点をいたしまして、その中でも施設の利用への促進の取組、経費縮減のための取組に重きを置いて審議を行った結果、選んだという経過はご説明させていただいたと思います。

この施設利用促進の取組というところですけども、団体名が熊取町健康・交流サポーターズという名称になっております。提案書の中にも、新たな利用者の獲得、住民が交流できる、この名前のおお交流ができる文化系のワークショップ、マルシェの開催といったスポーツに限らない施設を活用する提案があったほか、町民グラウンドを活用する、そういったイベントの提案があって評価されたものと考えております。

また、もう一点の経費縮減のための取組につきましては、今回、総合体育館、これで3団体目の指定管理者となりますが、初めてソフトの分とハードの分と別々で担っていただける企業体で提案されたものでありまして、このハードの部分については予防保全ということで、施設も老朽化しておりますので、経費がかからないように取り組んでいくと、そういった点が評価されたというところ

ろで考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）利用促進という部分と経費縮減ということで、内容的なことも今詳細にご説明いただいたんですけども、選定基準の配点表を見たならば、どっちかという住民へのサービスというんですか、住民の平等利用が確保されるとか、住民に関わる部分、施設の利用者の方の促進への取組状況とか、どっちかという住民との選定のポイントは低かったのではないかなど。

高かったのは縮減、だから経費削減の部分が大きかったのかなというふうに見てとれたんですけども、その辺の弱さというところは今後どのようにされる予定でしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）配点表では確かにそういった点数にはなっておりますけれども、提案を見る限り、そういったこれまでよりも利用が悪くなるとか、住民がこれまで利用できていたのに利用できなくなるとか、そういったことはございませんので、今後ご可決いただいた後、引継ぎも含めまして3か月ございますので、そのあたりはきちんと協議して進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）3か月あるということで、その辺は丁寧にやっていただくということですね。

あと、ちょっと気になるのは、これまでそこで勤められていた職員の方、その方の対応とかはどのようになりますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）そのあたりも現在の指定管理者とお話しさせていただいております、極力条件等はございますけれども、まずは新しく指定管理者になるところとお話しさせていただいて、残っていただくということで話は聞いております。

一番大切なのは、人が替わることによって住民に迷惑をかけるということがあってはいけませんので、そのあたりは今の指定管理者と新指定管理者できっちりと、先ほども申し上げましたとお引継ぎはしていただくというふうにしております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）そしたら、引継ぎの中でやるんですけども、総入れ替えみたいな形のスタートではないというふうに理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）前回、令和元年度に替わったときも残っていただいたという経過がありますので、全て入れ替わるというわけではないですけども、ただ卒業されたりとかそういうタイミングでというのはあるとは思いますが、極力残っていただくということで話は進めてくださいということで、提案の中にもそういったことは書いております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）の件について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君)歳出の予算、15ページの町有財産管理事業(総務)・臨時分と、多分これ同じ関連だと思うんですけども、最後の39ページの体育施設維持管理事業・臨時分、これ大宮地区集会所用地売却に係る分だと思うんですが、これは古い集会所のところなんか、新しい集会所のところなんですか。

委員長(二見裕子君)大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君)こちらの経費につきましては、八幡池青少年広場の駐車場内に新しく大宮区の会館を建設しているところでございます。

この建設する敷地の面積相当分につきましては、大宮区より町から購入したいという要望がございましたので、その分の測量を行いまして当該部分を分筆し、鑑定をすると、そういった経費ですので、新しい大宮区のほうの経費となっております。

以上です。

委員長(二見裕子君)よろしいですか、ほか。江川委員。

委員(江川慶子君)関連して、以前のお話では貸すという、土地の費用を負担するというふうに説明を受けていたと思うんですが、いつそういうふうな話になったのでしょうか。

委員長(二見裕子君)道端総務課長。

総務課長(道端秀明君)こちらにつきましては、確かに賃貸借の形では進めてまいってきたところではございますけれども、やはりここは町の土地になりますので、町の土地をずっとお貸しし続けるということに関する不安定さといえますか、ずっと賃貸借が発生する、ですが、そこは自治会館としてずっと使うということになりますと、やはり一定ずっと費用がかかってまいりますので、大宮区のほうからここについては購入の形でご要望いただきまして、その上で町のほうといたしましてはここを売却するという形になったものでございます。

以上です。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員(江川慶子君)それはいつぐらいの話になるのでしょうか。

委員長(二見裕子君)道端総務課長。

総務課長(道端秀明君)こちらに関しましては、今年度の令和7年の、たしか、すみません、詳細な日付はあれなんですけれども、夏頃のお話の中で進めてきたものでございます。

以上です。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員(江川慶子君)それに関わって、東保育所が利用している駐車場の関係もありますよね。その点はどうようになっておりますでしょうか。

委員長(二見裕子君)道端総務課長。

総務課長(道端秀明君)今、あちらの場所につきましては、八幡池のグラウンドの利用のされる方、そして東保育所の送迎の方、両方いらっしゃるということの中で、そちらの部分には極力迷惑をかけないような形で、ちょうどあそこは今、ご存じかとは思いますが、あそこはもともとフェンスもしていて、手前のほうですね、歩道用地としてもございましたので、そちらも駐車場として広

げることによりまして、ご利用される方が不自由なような形で調整させていただいたものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）それはもう熊取町の土地として、大宮区の土地ではなく利用できるようにしているということですね。言い方は悪いんですけども、建物だけ大宮区で査定していて、あとは今までどおり使うということですよ。

委員長（二見裕子君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）今回、大宮区のほうに売却するところの土地の部分につきましては、会館の敷地部分のみでございまして、駐車場に関しては今までどおり利用される方が利用していただけるような形で進めているところです。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

それで、今工事進んでいますよね、保育所との関係とか送迎の関係とか、八幡グラウンドの利用者の方車の関係とかは今どのようになっていますか。

委員長（二見裕子君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）その辺、私どもも大変気をつけなければいけないところでございまして、そこは認識してございます。今のところ、そういうご利用の方から直接ご不便をお感じになられたというふうなお声は頂戴してございません。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

十分に。出入口も狭いですので、その辺のことも踏まえてよろしく願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）13ページの電算機使用負担金（情政）・臨時分ということで、雑入として計上される補正額があります。4,053万円、これについてご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）こちらの電算機使用負担金でございますが、子ども・子育て支援金の創設に係るシステム改修経費、それと介護保険システムの令和7年度税制改正対応、こちらに係る費用につきまして、特会から入として受けるものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）昨日の事業厚生常任委員会でもお話があったのですが、一旦国保やら後期高齢者医療のほうの中で新たに始まる子ども・子育て支援金の費用が下りてきまして、それが一般会計のほうに振り分けて入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

委員長（二見裕子君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）電算機使用負担金につきましては、各特会から一般会計のほうに入ってくる金額になりますけれども、補助金という意味ですと各特会で歳入を受けるという形になります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

經由してきているので、ちょっと分かりにくいところもあるんですけども、これは附属資料のほうの部分で見るところによりまして国保も後期高齢も子ども・子育て支援金制度創設対応に伴うシステム改修ということが明記されておりますので、これについては私どもはちょっと賛同しかねるかなと。保険料、今までも高過ぎる、課は越えていますけれども、国民健康保険料や後期高齢者

医療保険制度の中の保険料の負担増を伴って、そこを原資にした財源だということで、ここはちょっと納得できないなど思っているところです。意見として。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「総務よね」の声あり）

総務です。江川委員。

委員（江川慶子君）何度もすみません、歳出の15ページですが、人事一般事務経費のところの臨時分で、ここにも子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修ということで770万円、これ一般財源ですよ、これについても教えてください。

それと、併せて17ページの電子計算システム開発委託料のところの子ども・子育て支援金の関係する部分、ここについても教えてください。この部分は一般財源でマイナスということになっているので、その辺も含めてよろしくお願いします。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）人事一般事務経費の電子計算システム開発委託料の件につきましては、職員の給与において、同様に子ども・子育て支援納付金のほうを徴収する関係のシステムの改修となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）電子計算システム開発委託料に4,264万1,000円計上させていただいておりますが、このうちの子ども・子育て支援金制度創設に係る費用につきましては3,877万8,300円ということになっております。

一般財源のマイナスにつきましてご説明させていただきますと、国・府支出金、この補助額の財源内訳のところに掲載しております469万1,000円、こちらにつきましては障がい者システムの改修経費分の歳入になっておりまして、こちらのうち82万1,000円分につきましては、過充当ということになっております。また、469万1,000円、国・府負担金のうち175万8,000円、こちらについては既に当初予算の時点で予算を計上しておる分になりまして、補正額の財源内訳としての一般財源としては256万7,000円マイナスとなっているというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

ここで、説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「11時12分」から「11時16分」まで休憩）

委員長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願いします。

11ページの子どものための教育・保育給付交付金のところで、6,636万3,000円補正されているんですが、民間保育所等の助成事業に充当だとか、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金の追加交付とかあるんですが、これは毎年こういった時期にされるんでしょうか。ご説明お願いします。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）子どものための教育・保育給付交付金につきましては、国庫負担金と、それか

ら府負担金と両方同じ名称であります。こちらは、おっしゃられましたとおり民間保育所に対する保育委託費と、あと認定こども園に対する施設型給付費が対象となる交付金となっております。

こちら、保育委託費と施設型給付費といいますのは公定価格で保育単価を導き出して、それに児童数を掛けて計算されるんですけども、予算編成当初は令和6年度の公定価格に基づいて計算しておりますけれども、その後7年度の公定価格が示されて、かなり金額的に単価が上がっておりますので、このまま3月を迎えてしまいますと、もしかしたらお金が足りなくなる可能性がありますので、この時期に補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

公定価格がちょっと変わったということですね。人数の関係もありますので、子どもたちの変化があるということで、この時期にその分を補填しておくのと、7年度の方で、6年度の方で当初は計算しているのということですね、分かりました。

そしたら、続きまして重層的支援体制整備事業交付金の臨時分ということで、臨時分ということですからこれ出ているんですよね、この点についてちょっとお聞かせください。

委員長（二見裕子君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）臨時分の方ですかね、この続きの方でよろしいでしょうか。

（「今回の、でも総額を教えてください」の声あり）

重層的支援体制整備事業交付金につきましては、国費のほうの追加交付のほうは93万3,000円、こちらの分と府の補助金のほうは46万7,000円、これが追加交付になっております。

あと、国費、府費の返還分がございまして、ちょっと細かいんですが、国庫のほうは地域介護予防活動支援事業に要する費用のほうは23万4,000円、生活支援体制整備事業に係る費用の相当額が4万5,000円、地域子育て支援拠点事業に関する費用相当額が4万2,000円で、あと多機関協働事業が136万4,000円、合計で168万5,000円。あと、府の補助金のほうが同じく地域介護予防活動支援事業に要する費用のほうは14万6,000円、生活支援体制整備事業に要する費用が2万3,000円、地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額が4万2,000円、多機関協働のほうは68万2,000円で、合計89万3,000円のほうは返還金として返還している分になります。

以上になります。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、細かくお聞きして。相殺もあってこの金額になっているということですね、了解しました。

続きまして、よろしいでしょうか。

委員長（二見裕子君）はい、どうぞ。

委員（江川慶子君）障がい者自立支援給付費負担金のところなんですけど、②のところ、令和6年度障がい者自立支援給付費負担金の追加交付というところがあります。ちょっとその辺を教えてください。

委員長（二見裕子君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）追加交付分につきましては、令和6年度の実績報告した後、もう一度確定の実績報告というのをするんですけども、そのときに当初の交付申請のときと最終的な実績報告等でちょっと乖離がありまして、今年度また最終の実績報告を行って、この金額が入ることになっております。いいですかね。

委員長（二見裕子君）よろしいですか、江川委員。

委員（江川慶子君）受ける人が増えたというふうに理解してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（二見裕子君）よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）21ページなんですけれども、上から2つ目の戦没者等遺族援護事業の扶助費5,670

万円というのがあるんですけども、これって遺族年金のことなんですか。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）今、委員おっしゃっていただいているところというのが20ページのところをご覧いただきますと、社会福祉費全体の金額になっております。その社会福祉費の中でこの扶助費の5,670万円が予算上あるという形になります。

今回の補正の中では、戦没者等遺族援護事業につきましては会計年度任用職員の人勤対応分のみとなつてございますので、扶助費はまた別の項目になってございます。

すみません、以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）恐れ入ります。

23ページのところで、民間保育所等助成事業のところで、児童福祉総務費の部分の今附属資料を見ているんですけども、人事院勧告等に伴う公定価格増によるものというのがちょっと意味がよく分からないので、教えていただければ助かります。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちら、人事院勧告によって保育士に係る人件費というものもアップしますんで、先ほどご説明申し上げました公定価格というものは、かなりの部分を人件費が占めております。ですので、保育単価に非常に大きな影響を及ぼすものなんですね。

令和6年度の例でいいますと、人事院勧告を受けて年度中に10.7%上がったというものがあつまして、今回、同程度上昇しますと予算が底をついてしまいますので、この12月議会において補正をさせていただくところです。ただ、人勧反映後の公定価格が示されるのが早くともこの年末頃になりますんで、こちらのほうで一定6年度と同程度上昇した場合を想定して積算しているところがございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

（長田健太郎君退場）

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 3名）

起立多数であります。よつて、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（長田健太郎君入場）

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時28分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

二見裕子

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和7年12月10日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	住民部長	山本浩義
	住民部理事	奥村光男	健康福祉部長	石川節子
	健康福祉部理事	橘和彦	健康福祉部理事	阪上正順
	都市整備部長	白川文昭	都市整備部理事	庭瀬義浩
	企画財政経営課長	近藤政則	企画財政経営課参事	竹田陽介
	人事課長	大神輝光	産業振興課長	朝倉優
	環境課長	岩本妃美子	介護保険課長	松藤茂孝
	保育課長	黒川潔	保険年金課長	大雄英行
	道路公園課長	山原栄次	下水道河川課長	北川政光
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
- 議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
- 議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）

委員長（田中圭介君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会は、委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（田中圭介君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12日4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（田中圭介君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（田中圭介君）初めに、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この議案について本会議でも説明がございましたが、改正前、改正後の条例の文章の比較が掲載されておりますが、健康診断について記述されているんですが、改正前と改正後の違いについて、分かりやすく説明していただけますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちら改正の内容なんですけれども、家庭的保育事業等の利用児童につきましては、入所時の健康診断、それから、少なくとも年に2回の定期健康診断、そして臨時の健康診断、これらの健康診断を学校保健安全法に基づいて実施しなければならないことになっているんですけれども、今回、児童相談所等を利用される前の健康診断と、それから町などで実施しております乳幼児健診、こちらのほうを受診した場合で、その診断の内容が重複している場合は、重複している分についてはしなくてもいいですよ。ただし、その診断の結果を提出してくださいといったような内容となっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、おっしゃっていただいたのは、年に2回の健康診断に変えるという意味でしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）変えることができるといった内容になってございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは家庭的保育事業に関わる条例改正なんですけれども、その他の一般の保育所等の健康診断の扱いはどうなっていますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）その他の保育施設、保育所とか認定こども園のことをおっしゃっていらっしゃるかと思いますが、こちらのほうは大阪府条例で規定している項目となっておりますので、大阪府のほうで改正が行われる予定でございます。

施行日につきましては、ちょっと把握はできていないんですけれども。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例改正といいますか、関係条例の整理に関する条例ですが、改正前と改正後の比較で同じような言葉も出てまいります。国家戦略特別区域限定保育士というふうな表現が出てくるんですが、この国家戦略特別区域限定保育士についての、それに関わっての改正かと思うんですが、国家戦略特別区域限定保育士の説明を含めてちょっとご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）まず、こちら国家戦略特別区域限定保育士制度なんですけれども、こちらは国家戦略特区においてのみ認められていた保育士制度でございまして、こちらは、もともと保育士不足の解消のために、通常の保育士よりもこの地域限定で資格を比較的取りやすく設定した資格となっております。こちらなんですけれども、最初の3年間は試験を実施した特定の自治体の区域内に限定されるんですけれども、登録から3年が経過すれば、一定の勤務実績が必要なんですけれども、自動的に通常の保育士資格へと変わり、全国で働くことができるようになります、これが一般制度化の中身でございまして。

今回、言葉にすると非常に難しいといいますか、複雑なんですけれども、平易な言い方をすれば、国家戦略特区に限定されていたものが限定されなくなりますけれども、限定されていたときに取った資格も、なお、今後も有効ですよという内容になります。保育士の資格に触れる条項のある条例を、今回、3つ改正しなければならないということで、上程させていただいた次第でございまして。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、今のご説明でちょっと確認をさせていただきたいんですが、国家戦略特別区域に限りとなっていた部分が、そこで資格取った保育士は、そこ以外の都道府県でも業務できるということになったということですか。それと、小規模保育事業者とかそういったところも全てオーケーというところになるんですかね。その辺の確認をお願いさせていただきます。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）そのとおりでございまして。ただし、3年間、一定の勤務実績を積んだ後、全国どこでも通用する資格に変わるというものでございまして。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

それと、最後のページに虐待のことについて載っているんですけど、虐待等の禁止というところで、この辺のところはどういった改正になっているんですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちら、虐待対応の強化というところですが、もともと、児童養護施設ですとか乳児院、または障がい児入所施設等の施設におきましては、虐待があった場合、通告義務が課されてございました。この通告義務が課される施設の範囲が大きく拡大されまして、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等々、たくさんの施設が該当することになりました。

これによりまして、通告義務が新たに保育所や認定こども園にも課されることになったんですが、

直接的にそれが今回の条例改正に影響しているというよりは、この法改正に基づいて、それを、虐待について定められていた児童福祉法の第33条の10という条項があるんですが、こちらの中身が、今まで虐待の定義が書かれていたんですけども、1項、2項、3項と項が分かれまして、1項が虐待の定義を定めたものになりました。ですので、今まで第33条の10各号と言っていたものを、第33条の10第1項各号というような言い方に変えるというものでございます。町の条例の改正としては、そういう改正となってございます。定義としては、虐待対応の強化ということになるんですけども、町の条例の改正という点でいいますと、項を書き足すというだけのものになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今のご説明の確認ですけれども、一般の保育所等においても虐待についての通告の義務が生じるということに関しては、そのこと自体を条例の中では特に規定しないということなんですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）通告義務につきましては、児童福祉法第33条の12に都道府県への通告義務が規定されておりまして、これと、あと児童虐待防止法第25条に、通告先に市町村が含まれてございますので、今回改正となる条例としては、ここには定める必要がないというものになってございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決したいと思います。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例につきましては、条例改正ではなく、新たに条例を制定することなんですけど、熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、本会議でも説明はございましたが、改めて、この条例を制定する必要性と申しますか、趣旨について、分かりやすくご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）このいわゆる通称誰でも通園制度に係る条例でございますが、大きくは2つの条例をつくらないといけないことになっておりまして、1つは、事業者が事業所を開設したり、事業を新たに開始したりするときに、それを認可するための基準、認可基準が1つと、もう一つは、この事業に対して補助金を支払う、その要件を満たしているかという、運営条例というような言い方をしますけれども、この条例の2つを定める必要がございます。

今回、1本だけ上げているのは認可条例、認可するための施設・事業所の開設や事業の開始等を認めるための認可条例のほうとなっております。補助の対象となるかどうかの基準を定めるほうの条例につきましては、ちょっと国のほうで条例案が示されるのが遅くなりましたもので、今回の上程には間に合いませんでしたので、3月議会のほうで上程させていただく予定となっております。

す。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）誰でも通園制度に関わる条例としては、事業所認可の基準を定める条例と補助金に関わる運営条例の2本立てになると。国のほうの準備が整っていない関係もあって、今回は事業所認可の基準を定める条例を制定するんだということなんですが、これについては、民間の事業所の認可の基準ということで事前にもお聞きしているんですが、公立保育所のほうは来年度から誰でも通園制度を実施するという事は決まっているけれども、民間の保育所等における誰でも通園制度の事業を認可するかどうかの基準を定めておくということですね。

まず、初めにお聞きしたいのは、多くの方が感じていることなんですが、既に、一時預かり保育、一時預かり事業というものが、熊取町では民間の保育園だけかと思いますが、一時預かりが実施されているんですが、一時預かり事業と新たに始まる誰でも通園制度との違いというのはどこにあるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）一時預かり事業の一般型のことをおっしゃっておいでだと存じますので、それに沿ってお答えさせていただきますが、まず、感覚的に、どこが違うのかなというふうに思われる部分というのは、同じように、保育事由の有無にかかわらず、保育所に通っていない児童が保育を受けられるという点でだと思いますが、制度上の理念が異なっておりまして、一時預かり事業のほうにつきましては、突発的な保育のできない事情があったりとか、そういった場合に預けることができるという、言わば保護者のための制度となっております。

一方で、誰でも通園制度のほうは、保育所に通っていない子どもを、集団の中で生活したり学びを得たりといった中で健やかに育つことを目的としたものでありますので、児童のための制度というようなことが、まず大きな違いかと思われまます。

また、もう一つは、一時預かり、一般的には一時保育、一時保育と言われますが、こちら、熊取町では民間園の保育施設にやっただいていては、利用料金は施設のほうで独自に設定いたします。一方、誰でも通園制度につきましては、市町村が定めることになるんですけども、一定6年度、7年度に試行導入している状況で見ますと、1時間当たり300円という料金設定になっておりますので、一時預かりよりは若干、安く利用できるかと思えます。ただし、上限月10時間という縛りはございますが。あと、利用に当たって、スマートフォンなどで利用できる予約システムが利用できるように国のほうがシステムを構築してございますので、利用の上で空き状況を見て、スマホ上で空き状況を見て、予約をしてといったような使い方ができるので、利便性の上でも多少は使いやすい制度なのかなと思われるところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまの説明を聞いて、あんまりよく分からないんですけど、そもそも理念が違うと。一時預かり事業は保護者のため、保護者の突発的な事情等で預けたいと。誰でも通園制度のほうは、児童、子どものためだと、集団の中で保育されることによって発達を促すと。それは、恐らく一時預かりでも通常の保育でも一緒かと思うんですけども、親の側からすれば、一時預かり事業も誰でも通園制度もほとんど変わらないというような感じを受けるんですが、料金的には誰でも通園制度のほうが少しお安くなるということなんですかね。

料金に関しては、一応目安は1時間300円程度というふうに示されているようなんですが、その料金設定は自治体のほうで定めるんですか。この条例のほうには明記はされているんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちら、今回制定する認可条例のほうには、料金に関する設定はございません。別の規則のほうで、保育料の保護者負担金とかを定めている規則のほうを改正するという形で、今

回の誰でも通園制度に関する保護者負担のほうも設定させていただきたくて予定でございます。

今回は、まだちょっと国のほうで、8年度の運用形態等が、詳細が示されてございませんので、3月にまた上程させていただきたいと思っております。また、それに先立ちまして、2月に議員全員協議会のほうでご説明をさせていただければと考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、料金設定を300円程度ということのようなんですが、その料金設定をすると、実際、実施する民間園等においては、その規則に縛られるわけなんですか。それとも、一定自由裁量で料金を変更はできるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）今、ご質問いただきました点につきましても、まだちょっと国のほうが示されておりませんので、あくまでこの6年、7年で試行されている制度でのお話となりますけれども、現時点では、裁量で施設側が決めることができるとされてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）その点は分かりました。

熊取町においては、来年度は取りあえず公立、町立だけで実施すると。民間園については、条例を定めた後、民間園で実施するかどうかは各園での判断で、やろうと思うところは手を挙げていただくということになると思うんですけども、現在のところ、町のほうは、民間園についていろいろと聞き取りといたしますか、状況調査をしているかと思うんですが、今現在、熊取町内の民間の保育所・こども園などの意向はどうなっていますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）現時点で把握しているところでは、8年度からこの事業を実施したいと考えている民間施設はございません。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今すぐに実施したいと考えている園はないということなんですが、そういうことなんですが、その辺のところは、民間園としては、誰でも通園制度を実施するに当たってちょっとちゅうちょするような理由があるということなんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）何分まだ制度がはっきりしていないために判断が難しいというところが一番大きいかと思われまして。それと同時に、保育委託費と同様に、補助金の在り方が単価掛ける児童数というような形で交付される予定となっておりますので、どの程度のコストがかかるか、それに対してどのぐらいの児童が利用してくれるかで、全く赤字、黒字がどうなるかというのが読めないところがありますので、民間園としては、いきなり実施するというのは難しいところではないかというふうに推測されるところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）民間園のほうは、財政的なこともあって、ちょっと様子を見たいということのようなんですが、町立で先行実施して、町立の実施状況を見るということは、民間園にとって、それは判断の根拠になり得るんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）そうですね、少なくともニーズについては読む手だてにはなるのかなと思われるところでございます。この制度、始まった当初は、せっかく制度を開始したのに全く利用者がなくて困ったという先行事例も聞いておりますし、逆に、開始前から予約がもう殺到して、すぐ埋ま

ってしまったという事例もございまして、恐らく、我々もそうなんですけれども、ニーズのほうが見えなくて困っているというところがありますので、その辺の、経営的に運営するために必要なニーズ、そこが見えやすくなるのかなと思っていますところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）新しい制度ですので、実施してみないと分からないという部分もあるかと思うんですけど、既に一時預かり保育を実施している民間園の場合、一時預かり事業があり、また、それに加えて、誰でも通園制度の保育も並行してということになった場合に、一時預かりと誰でも通園制度での利用との区別とか対応というのはどうなっていくんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）先ほど少し申し上げましたが、若干、誰でも通園制度のほうの利用料が安いから、誰でも通園制度を先に利用して、もし同じ月内に上限の10時間に達したら、そこからが一時保育に切り替わるというような使い方になろうかと思っておりますけれども、本町の場合は、まずは町立からということで予定しておりますので、町立のほうでは一時保育を実施してございませんので、ちょっとそこは民間とのつなぎについて、公民合同所長会、園長会を通じて、スムーズに円滑に、保護者、児童が困らないように仕組みづくりをしたいと考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑ありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、こども誰でも通園制度ということで、就労要件にかかわらず誰でも自由に預けられるということで、今のご説明聞いていて、安い単価で、本当にスマホでも予約できてということで、子育てしていらっしゃるお母さんにとっては利用しやすい、そういった制度が今度、実施されるということかと思うんですけども、その中で、今回、この条例につきましては、民間事業者が実施する場合、必要な条例ということで提案していただいているんですが、その中で、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業と2つあるわけなんですけれども、ちょっとそれ、もう少し分かりやすくご説明願えますでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）この誰でも通園制度の実施の仕方としまして、実施方式といたしまして、一般型と余裕活用型があるんですけども、先に余裕活用型からご説明いたしますと、現状の利用定員に対して利用児童数が下回っている場合、利用枠に余裕ができてくるわけですね。この余裕を使って児童を預かるというのが余裕活用型という実施方式となります。これ以外のやり方を全て一般型ということでございます。一般的には、別に定員を設定して、別の部屋で、別に保育士を雇ってやる場合もありましょうし、既存の子どもたちを見ている部屋と一緒にやるという場合もありますけれども、あくまでこれは、別に定員を設けるというようなパターンになります。余裕活用型は、今の定員のままで、余り枠、余裕枠を使ってやるやり方ということになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

民間事業者は今のところ手を挙げていないというところなんですけれども、町とすれば、この8年度から、国からの通達ですので実施するというところなんですけれども、そしたら、今言うご説明で、余裕活用型ということになった場合、町としては、定員が余裕がない場合はできない、やろうと思ってもできないというところになるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お尋ねの状況では、余裕がない状態ということだと思いますので、余裕活用型で、活用できる余裕がないということは、預かれる、子どもを預かることができないということになります。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） すみません、だから、ということは、また新たに定員を設定してやるということになるんですか、実施するという場合。一応、町とすれば、8年度から実施していくわけですよね。新たに定員、ちょっとその辺のところをもう少し説明……。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） まず、保育所の入所の動きなんですけれども、保育所は年度当初から始まって、だんだん年度中に利用者が増えていくんですね。ですので、年度前半は空きがあることは現時点で見込まれております。また、例えば、完全に空きがなくなった場合につきましても、3園ともで実施したいなと考えているところですので、その全てが完全に埋まり切るまではいかないと考えているところが1点ございます。

それと、あと、先行事例の児童といいますか、保護者ですけれども、利用率を考えたときに、ちょっとそのまま熊取町に当てはまるかは分かりませんが、対象児童の約1割ぐらいがこの制度を利用するための申請をして、うち20、その4分の1ぐらいですかね、実際に利用しているというようなどころになりますので、熊取町のレベルで言うと、それをそのまま当てはめて計算すると、利用児童数というのはかなり少ない人数になろうかなと思いますので、それだったら何とかなるかなというところを見ております。あとは、国の制度で詳しく発表されたものを見たりとか、ニーズの動向等を見ながら検討していくところではございます。

あと、空き枠につきましても、早朝から夜7時までずっと預けっ放しということではなくて、時間帯によっても余裕枠というのは別で生じてまいりますので、その枠は目いっぱい使おうと考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

町が実施する場合、こういった条例はないというところやったかなと思うんですけれども、この今、補助についても、民間の場合は補助率等があるかと思うんですね、国や市町村での。その分については、国が今まだ示されていないので、補助については、次の3月議会の条例でというふうなご説明あったかと思うんですけれども、ですので、町が実施する場合、町単費でやっていくのかというところをもう一度確認させていただきたいのと、それと、預けるお子さんというのは、いろんな障がいのあるお子さんとか、いろんな配慮の必要なお子さんとかもいらっしゃる場合もあるかと思うんですが、その辺のところはどうなのかというところも教えてください。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） さっき議員が質問の最初におっしゃられていたように、ちょっと国がどのようなものを示してくるかを見ているところではあるんですけれども、取りあえず、現時点で分かると思いますか、現行の制度がそのまま引き継がれるとしたら、町にも特定財源はつきます。名称としては、乳幼児等のための支援給付交付金というような名前になろうかと思います。負担割合でいいますと、ちなみに負担割合は、国が4分の3、府8分の1、町8分の1、これが現行のままいくとしたら、このような形になろうかと思います。

あと、支援を必要とする児童等、こちらにつきましても、検討はしていかなければならないと考えていますけれども、町立の保育所は、公民の役割分担の中で公立の担うべき姿として、セーフティネットとしての役割というのは強く認識しているところでございますので、可能な限り受け入れたいと考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） すみません、若干補足なんですけれども、当初、2本条例あるので、3

月にもう1本ということは間違いないんですけども、費用面に関しての部分については、必ずしも条例でうたうとは限ってございませんので、2月、あるいは遅くとも3月の全員協議会におきまして、制度のスキーム、これについて概要の説明は当然させていただこうと思っておりますので、条例の中身に費用面のところが加わるかどうかというのは、今のところちょっと何とも言えないというところがございます。

あと、障がい等の配慮を必要とする方につきましても、現行の制度の6年度、7年度で示されている事業の中では、給付費の中に、医療的ケア児であったり、障がい児、要支援の家庭の方につきましては、給付費に加算が課されているというところがございます。これは、8年度以降も、どのようにプラスアルファあるのかとかいうところも、人材を確保するために、活用できる程度であれば、我々も積極的に、財政部局との相談がございますけれども、対応していきたいというふうを考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）この分につきましても、ちょっと選定委員会で選定した結果になっているんですけども、選定委員会のメンバー構成や役員について、何人やったかというところもご説明をお願いします。

委員長（田中圭介君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）選定委員会でございますが、メンバーのほうは5名でございます。学識経験者1号委員が2名、住民代表の2号委員が1名、町職員の3号委員が2名となっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）学識経験者が1名と、住民、一応公募されたということですね、住民代表が2名ということですが、その住民代表というのはどういった方ですか。

委員長（田中圭介君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）学識経験者の方が2名で、住民代表の方が1名でございます。その方につきましては、地元の方に参画いただいております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）地元の方というのはどういう方ですか。

委員長（田中圭介君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）地域代表の方でございます。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。自治会の会長ということでよろしいですか。分かりました。

それで、今回、その分に、募集につきましては、何日から何日で募集されたんでしょうか。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 受付の期間につきましては、9月2日から9月16日までとなっております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 2日から16日受付ということですね。一応、2週間ということですね。分かりました。

一応、選定結果ですので、いろいろ評価あってと思うんですが、何点やったんでしょうか。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 点数につきましては、299点となっております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。5人やから、1人100点で、500点満点のうち299点というふうに理解させてもらってよろしいですか。分かりました。

グリーンパークというところで、野活のイベント等、いろいろやっていただいていること、本当にすごい、何ていうか、やっていただいていることを感謝するものなんですが、それが、グリーンパークがまた応募していただいたというところで、一応、選定委員会でも299点ということで決定するという形で、この議案あるんですけども、その中で、提案、今でもずっといろんなことをやっていただいているんですが、新たに何かしたいということを提案された事業とかございますか。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 今回、提案書の中でお示しいただいているものにつきましては、キャンプファイヤーの実施、しめ縄作り、ピザ焼きと炭焼き体験を提案いただいております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 新たに、キャンプファイヤーはいつもやっていますよね。それで、流しそうめんと、もう一つ何ておっしゃいましたっけ、今、もう一度、すみません。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） しめ縄作り、それとピザ焼きと炭焼き体験でございます。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 聞き間違えて、すみません。炭焼き体験ですね。分かりました。

いろいろやっていただいて、ちょっと調べたら、去年、今年はモルックもやっていただいたかと思うんですが、そういったこともまた同じようにやっていただけるのかなというふうに思うんですが、いろいろ本当にやっていただいているなということを思っております。

その中で、ちょっと利用者というんですか、利用状況というのはどうなんですか。増えて、その推移というのを教えていただけたらと思います。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） こちらの有料利用者数全体ですね。全体で見ますと、近年でいきましたら、令和2年、3年はコロナの影響で少し少なかったんですけども、そこからは増えてまいりまして、直近の令和6年のほうでは5,739人となっております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 令和6年、5,739人、令和5年、増えているか、ちょっとその推移はどうなんですか。

委員長（田中圭介君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 令和4年のほうが5,883名、令和5年が5,661名で、令和6年が先ほど申し上げた5,739名でございます。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。6,000人近い方が利用してくださっているということ、本当にいろいろやってくださっているからかと思えますので、またいろいろ新しい事業等、子どもたちが自然の中でしっかりといろんな体験ができる、そういった事業を展開していただくことを希望しておりますので。ありがとうございます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）この分につきましては、永楽ゆめの森公園に関して、大林議員が一般質問等でいろいろと質問されていたのであれなんですけど、ちょっと墓苑のほうを聞かせていただきたいんですけども、まず、この選定委員会の中で、墓苑とゆめの森公園とで配点はあるんですけども、選定基準の配点なんですけれども、その分でちょっと教えていただきたいんですけども、配点の点数が墓苑と公園とでは違うところが2か所あるんですね。自主事業計画の内容は適切かというところの配点が、公園のほうは15点満点で、墓苑のほうは10点満点になっていて、収支報告が適切か、経費削減のための取組が適切なものになっているかというところにつきましては、ゆめの森が5点で、墓苑のほうは10点になっているんですけど、その配点の違いというのは何で違うのかというところを教えてください。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）墓苑につきましては、墓苑という性質のものということもございまして、自主事業につきましては、ある程度、例えば今やっただいている供花の販売ですとか、清掃の代行とか、そういったように、通常の運営がうまくいくような形が大半で、新たに何か大きなイベントをするというような性質のものとかでもございませぬので、自主事業につきましては、公園よりも少し点数は低くなっています。

逆に、墓苑のほうの管理料とか、そこを借りていただいている方のお金をもって運営している部分もございまして、その部分で収支計画はしっかりと立てられているかというところに重きを置きたかったんで、少し点数を高く考えております。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。なぜかというところを、そういうような考え方というところ、よく分かりました。ありがとうございます。

それで、墓苑のほうなんですけれども、墓苑のほう、今もちょっと自主事業につきましては、今もやっただいているからということのご説明だったんですけども、墓苑のほうにつきましては、応募団体のほうがちょっと点数高かったんですけども、その応募団体というか、もう一つの次点のほうはね。もう少し自主事業の計画というものを積極的に提案していただけたらなというふうに思うんですけど、どういった事業を提案されたのか教えてください。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）次点の応募された団体様につきましては、今まで提案があまりなかったような就活のセミナーとかを案として入れていただいております、そういった意味で、少し目新しいということで点数が高かったのではないかと思います。

あと、それ以外の部分につきましては、同じような内容のもので提案のほうはございました。以上でございます。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

それ以外のものというのは、前から言われているお花の販売とか、墓参りの代行とか、お墓の清掃ですか。それ以外にはないんですか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）両事業者ともなんですけれども、お墓参りに伴って必要な、お花以外のもの、例えば数珠とか、そういったものも販売するように考えていますというような提案でございました。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。また新しい事業を、まだまだこれは提案されてなんですが、今言われた就活セミナーとかもいいかと思しますので、またそういったものも実施していただけるように、またお願いしていただけたらなというふうに思います。

もう一つ、高齢者や身体障がい者への配慮がなされているかというところにつきまして、どのような内容やったのか教えてください。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）それぞれ少しの違いはあるんですけれども、大体、ユニバーサルデザインになっているかどうかということで、段差が少ないかとか、あとは、お墓参りの途中で休憩できるようなベンチがあるかとか、あと、ピクトグラムを使ったような表示がされているかと、そういった形の提案がございましたけれども、今回候補者になった方のほうが少し詳しく申請書のほうにお示しいただいていたような形です。全体的にはよく似た感じのものだったかと思っております。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。全体的にはよく似た、1点ぐらいの差ですもんね。分かりました。

もう少し、高齢者や身体障がい者への配慮というところにつきまして、ちょっと以前から言っていますように、バス停から墓苑までの距離、かなり歩かないといけない、またちょっと上りになっていますし、そういったところに対する配慮というんですか、何かそういった提案等がなされない、それはちょっと事業者からの声もあるかと思うんですけれども、そういったところの提案等もなされていなかったのかなと思うんですけれども、そういったことも考えてほしいということについての町からの要望とかいうのは、そういうのはないということなんでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）すみません、先ほど少し説明できていなかったですけれども、提案の中には、例えば送迎のタクシーなどの円滑な手配ということで、ちょっとお手伝いしていただけるような内容は若干含まれてございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そういったタクシーだけではなくて、何か手段的なものをまた検討していただけるようお願いしてください。よろしく願いしておきます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永

楽墓苑)についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)次に、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)今回の補正について、本会議でも説明はございましたが、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、歳入のところで、6ページ、子ども・子育て支援事業費補助金というのがございます。国民健康保険特別会計の補正予算では珍しい項目かなと思うんですけども、この子ども・子育て支援事業費補助金についてご説明願えますか。

委員長(田中圭介君)大雄保険年金課長。

保険年金課長(大雄英行君)それでは、子ども・子育て支援金制度についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、国の制度で、少子化対策を目的としてございます。令和8年度に創設し、令和10年度までに段階的に導入する制度でございます。主に、児童手当の拡充や、先ほどもありましたこども誰でも通園制度等の特定財源となる子ども・子育て支援金となっております、18歳以上の全世代から、医療保険者が医療健康保険料と併せて皆さんに拠出いただくという制度になってございます。

以上でございます。

委員長(田中圭介君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)ここに歳入で補助金として入ってきたお金は、今回の補正予算では、歳出でどのように使われるわけですか。

委員長(田中圭介君)大雄保険年金課長。

保険年金課長(大雄英行君)補助金として入ってきたものについては、国民健康保険の特別会計から一般会計に繰り出しまして、システムの改修費として使用する予定でございます。

以上です。

委員長(田中圭介君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)お金の歳入歳出の仕組みについては分かりました。児童手当の拡充でありますとか、誰でも通園制度の財源として、被保険者から拠出金といいますかね、被保険者の保険料に上乗せするという、そういう仕組みが新たに発生するわけなんですけれども、そういったことに伴うシステム改修のための財源だと、そういう理解でよろしいですか。

委員長(田中圭介君)大雄保険年金課長。

保険年金課長(大雄英行君)委員おっしゃるとおりでございます。

委員長(田中圭介君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)子育て支援関係の制度を拡充ということ自体に、我々は反対するものではないんですが、ただし、誰でも通園制度については非常に懸念がありますので、先ほどの条例提案でも私も反対しましたが、子育て支援関係の様々な拡充のために国保や後期高齢の被保険者から保険料を上乗せして徴収すると。そういう仕組みは、ちょっと私どもとしては納得いかないということをこの場で表明しておきたいと思います。

以上です。

委員長(田中圭介君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)次に、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)この後期高齢の補正予算におきましても、子ども・子育て支援事業費補助金というのは歳入で入っております。これは、先ほどの国保特会補正予算の説明と同じ趣旨によるものだと理解してよろしいのでしょうか。

委員長(田中圭介君)大雄保険年金課長。

保険年金課長(大雄英行君)委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長(田中圭介君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)そういうことで、歳入においても歳出においても、国保特会と同じように、子ども誰でも通園制度を含む子育て支援の拡充ということのためにシステム改修も必要だということで、こういう補正予算が上がっているんですけども、私どもは子ども・子育て支援金の制度の仕組みそのものに納得がいけないということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

委員長(田中圭介君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)次に、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)次に、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、事業厚生常任委員会を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。

(「11時08分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介